

事務連絡
平成28年12月12日

都道府県
各指定都市 保健統計担当係長 殿
中核市

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付
参事官付（人口動態・保健社会統計担当）
行政報告統計室衛生統計第二係長

平成30年度地域保健・健康増進事業報告について（事前周知）

地域保健・健康増進事業報告につきましては、平素より格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

平成30年度の地域保健・健康増進事業報告については、平成29年11月頃に当係より事務連絡で改正内容等をご案内する予定ですが、がん検診について大幅な改正を予定しているため、現時点で確定している内容について事前に周知いたします。

がん検診の受診率については、平成28年6月より開催された「がん検診受診率等に関するワーキンググループ」において取りまとめられた報告書「がん検診受診率等に関するワーキンググループ報告書」において、市町村間で比較可能ながん検診受診率算定方法として「国民健康保険被保険者のうち、市町村事業におけるがん検診を受診した者の割合」が提案され、「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」（健が発第1130第1号平成28年11月30日厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）により各都道府県衛生主管部（局）長宛てに周知されたところです。

つきましては、平成30年度報告以降の地域保健・健康増進事業報告において「国民健康保険被保険者のうち、市町村事業におけるがん検診を受診した者の割合」を算出するため、平成30年度地域保健・健康増進事業報告より、がん検診の対象者及び受診者について、「（再掲）国民健康保険の被保険者」を報告していただくこととなりますので、別紙のとおり事前にご案内いたします。平成30年度報告より報告できるよう把握に努めていただきますようお願いいたします。

なお、検診間隔が2年に1回の胃がん、子宮頸がん及び乳がんについては、平成30年度の受診率算出のため、平成29年度より受診者数のうち「（再掲）国民健康保険の被保険者」を把握していただく必要がありますのでご留意ください。

また、胃がん、大腸がん及び子宮頸がんについては、精密検査結果の項目にも変更がありますので、別紙をご確認のうえ、平成29年度より要精密検査者のフォローアップに努めていただきますよう併せてお願いいたします。

平成30年度報告の改正内容の全体については、通常どおり、平成29年11月頃にご連絡いたします。

(担当)
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付
参事官（人口動態・保健社会統計担当）付
行政報告統計室 衛生統計第二係
TEL：03-5253-1111（内線 7512）